

## 第5章 監督及び罰則

### 1 監督

所轄庁は、法人から毎年提出される事業報告書等の書類により、法人の状況を把握するほか、法に基づいて、報告及び検査、改善命令及び設立認証の取消を行うことがあります。

#### (1) 報告及び検査(法第41条第1項)

所轄庁は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

#### (2) 改善命令(法第42条)

所轄庁は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

##### ① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ア 営利を目的としない団体であること(法第2条第2項第1号)
- イ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと(法第2条第2項第1号イ)
- ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること(法第2条第2項第1号ウ)
- エ 宗教活動を主目的としないこと(法第2条第2項第2号イ)
- オ 政治活動を主目的としないこと(法第2条第2項第2号ロ)
- カ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと(法第2条第2項第2号ハ)
- キ 暴力団又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと(法第12条第1項第3号)
- ク 10人以上の社員を有するものであること(法第12条第1項第4号)

##### ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

##### ③ 運営が著しく適正を欠く場合

#### (3) 設立認証の取消し(法第43条第1項、同条第2項)

所轄庁は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取消を行うおうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

- ① 改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ② NPO法第29条で毎事業年度1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達する事ができない場合

## 2 罰 則

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、次の違反行為に対して、罰則規定を設けています。

### (1) 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

- ① 所轄庁による改善命令に違反した者（法第42条違反）
- ② 代表者又は代理人、使用人その他の従事者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人（法第42条違反）

### (2) 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ② 法人設立時に財産目録を作り、備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③ 役員の変更等及び軽微な事項に係る定款の変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項又は第25条第6項違反）
- ④ 法第28条第1項の規定する、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
- ⑤ 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なく、定款で定める方法によりこれを公告しなければならないのに、公告せず、または不正の公告をしたとき。（法第28条の2第1項違反）
- ⑥ 事業報告書等、役員名簿等及び定款等の毎年1回の提出を怠ったとき（法第29条第1項違反）
- ⑦ 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項）
- ⑧ 清算中に法人の財産が、その債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑨ 清算人は、債権者に対し、2か月以内の定めた期間内に請求すべき旨、その就職の日より2か月以内に少なくとも3回公告しなければならないのに、公告せず、又は不正の公告をしたとき（法第31の10第1項違反）
- ⑩ 清算人は、裁判所に破産手続開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑪ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に作成し、主たる事務所に備え置かなければならない財産目録、及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ⑫ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に債権者に対し、合併に異議があれば2か月以内の定めた期間内に述べることを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- ⑬ 合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- ⑭ 法第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

### (3) 10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

その名称中に「特定非営利活動法人」又は、これに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者